

岩手県採用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 32 号

岩手県採用委員会事務局の設置等に関する規則の一部を改正する規則

岩手県採用委員会事務局の設置等に関する規則（平成 18 年岩手県規則第 52 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職及び職務)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、<u>事務吏員をもって充て</u>、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <div data-bbox="181 663 796 719" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>	<p>(職及び職務)</p> <p>第 4 条 次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <div data-bbox="871 663 1485 719" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。